



議案第三十九号

団体管森地区農地造成事業の経費の賦課基準並びにその徴収の

時期及び方法について

次のとおり森地区農地造成事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十九年三月廿四日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

一 事業の名称及び工事名 農地造成事業

森地区草地造成工事

二 施行場所 三朝町大字森地内

三 経費の賦課基準 事業費の三十五パーセント以内を受益者に面積割

で賦課するものとする。

四 徴収の時期 工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一

日までの間

五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条

例第十八号）の例による。